

【契機】

国の「人権教育・啓発基本計画（第二次）」の策定（H14策定の第一次計画からの全面改定）

<主なポイント>

- 現状認識 ・インターネット上の人権侵害の深刻化 ・複合差別による被害の深刻化 ・ビジネスと人権に対する要請の高まり 等
- 課題への取組み ・インターネット上の人権侵害を課題横断的な人権課題と位置付け
- ・各人権課題に対する取組項目に「ヘイトスピーチ」「性的マイノリティの人びと」を追加

【現計画の特徴】

<構成> 4つの柱 ①人権の視点100 ②人権教育・啓発 ③人権相談・救済 ④指標

<特徴> ・“市民にわかりやすく、とっつきやすく”に重点をおき、具体的取組を中心に記載している。

・反作用として、①～③それぞれの関連性やそれぞれにおける取組みの視点や方向性の記載が薄い

<影響>

個々の取組みは理解できるが、「人権が尊重されるまち」に向けた取組みの関連性や全体像を把握しにくい

※本市施策の実施状況等の変化

現計画に記載している本市施策等の中には、現時点では実施されていない事業や、内容が変化したものが含まれている。

改定の方向性

人権課題が多様化・複雑化・複合化する中で、個別の人権課題に着目して解決をめざすだけでなく、「人権が尊重されるまち」づくりに向けた全体的な枠組みの中で、各施策の役割を理解しながら進めることが一層重要となる。

そのため、これらを示したうえで、本計画の取り扱う範囲や各具体取組の狙い、関係性など計画全体像を明確に“見える化”する。

- ◆ 全体戦略や取組みの関連性を意識し体系的に再構成
- ◆ 現状や課題認識、とりわけインターネット上の人権侵害の深刻化への認識を明記
- ◆ 人権教育・啓発について、国計画との整合性を図り、取組みの視点や方向性を明記
- ◆ 人権相談・救済について、法制度(情プラ法等)をふまえた基本的な考え方や方策を明記

人権行政を担う職員や市民にとってより理解しやすい計画となるよう改定。これにより「人権が尊重されるまち」づくりの推進力を更に強化

【進め方・スケジュール】

- ・人権施策推進審議会へ諮問
→部会を設置（審議会委員2名＋専門委員2名を会長が指名）

年月	審議会・専門部会 等
R8年 2月2日	◆第52回審議会 ・諮問 ・専門部会の設置 ・定例議題
6月初旬	第1回部会 ・改定の骨子等
7月頃	◆第53回審議会 ・中間審議 ・定例議題
9月頃	第2回部会 ・素案（計画本体）
11月頃	第3回部会 ・原案（計画本体）
R9年 1月中頃	◆第54回審議会 ・原案審議 ・定例議題
	◆第55回審議会 ・答申
2月中旬 ～3月中旬	パブリックコメント

専R
門7
市
家
民
意
識
調
分
査
析
の

反映

改定版「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」確定

＜参考：本計画が取り扱う範囲(イメージ)＞

